

令和 8 年大府市規則一覧

公布日 令和 8 年 9 月 2 4 日

- | | |
|---------|---|
| 第 5 4 号 | 大府市健康づくり総合支援施設の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則 |
| 第 5 5 号 | 大府市議会政務活動費の交付に関する規則の一部を改正する規則 |
| 第 5 6 号 | 大府市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 第 5 7 号 | 大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 第 5 8 号 | 大府市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 |
| 第 5 9 号 | 大府市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則 |
| 第 6 0 号 | 大府市財産管理規則の一部を改正する規則 |
| 第 6 1 号 | 大府市子ども医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 第 6 2 号 | 大府市母子家庭等医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 第 6 3 号 | 大府市障がい者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 第 6 4 号 | 大府市精神障がい者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 第 6 5 号 | 大府市自然体験学習施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |

大府市健康づくり総合支援施設の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年9月24日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第54号

大府市健康づくり総合支援施設の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則
大府市健康づくり総合支援施設の設置及び管理に関する条例（令和8年大府市条例第18号）の施行期日は、令和8年11月2日とする。

大府市議会政務活動費の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第55号

大府市議会政務活動費の交付に関する規則の一部を改正する規則

大府市議会政務活動費の交付に関する規則（平成14年大府市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（会派の解散届） 第 6 条 略 <u>（預金利子）</u> <u>第 7 条 市長は、会派が交付を受けた政務活動費を預金等したことにより生</u> <u>じた利子について、当該会派に対し返還を命ずることができる。</u> 第 8 条～第10条 略	（会派の解散届） 第 6 条 略 第 7 条～第 9 条 略

第 8 号様式中「3 残 額 金 円」を「3 残 額 金 円
4 預金利子 金 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大府市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

大府市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月24日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第56号

大府市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（平成4年大府市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（<u>回答書等</u>の持参期限） 第3条 条例第4条第2項に規定する規則で定める期限は、<u>同項に規定する照会書</u>を送付した日の翌日から起算して30日を経過した日とする。 （帳票の保存期間） 第5条 印鑑の登録及び証明に関する帳票の保存期間は、次に掲げるとおりとする。 （1） 印鑑登録原票の除票 5年 （2） 略 （文書の様式） 第6条 次の各号に掲げる文書の様式は、当該各号に定めるとおりとする。 （1） 略	（<u>印鑑登録回答書等</u>の持参期限） 第3条 条例第4条第2項に規定する規則で定める期限は、<u>印鑑登録照会書</u>を送付した日の翌日から起算して30日を経過した日とする。 （帳票の保存期間） 第5条 印鑑の登録及び証明に関する帳票の保存期間は、次に掲げるとおりとする。 （1） 印鑑登録原票の除票 <u>（条例第6条第2項の磁気ディスクを含む。）</u> 5年 （2） 略 （文書の様式） 第6条 次の各号に掲げる文書の様式は、当該各号に定めるとおりとする。 （1） 略

改正後	改正前				
(2) 条例第4条第2項に規定する<u>照会書及び回答書</u> 第2号様式 (3) 条例第7条第1項に規定する印鑑登録証 第3号様式 (4) 条例第7条第2項（第8条第3項において準用する場合を含む。）に規定する印鑑登録証受領書 第4号様式 (5) 条例第8条第1項に規定する印鑑登録証再交付申請書 第5号様式 (6) 条例第11条第1項に規定する印鑑登録証明書 第6号様式 (7) 条例第14条第2項に規定する印鑑登録抹消通知書 第7号様式 別表（第2条の2関係）	(2) 条例第4条第1項に規定する印鑑登録原票 第2号様式 (3) 条例第4条第2項に規定する<u>印鑑登録照会書及び印鑑登録回答書</u> 第3号様式 (4) 条例第7条第1項に規定する印鑑登録証 第4号様式 (5) 条例第7条第2項（第8条第3項において準用する場合を含む。）に規定する印鑑登録証受領書 第5号様式 (6) 条例第8条第1項に規定する印鑑登録証再交付申請書 第6号様式 (7) 条例第11条第1項に規定する印鑑登録証明書 第7号様式 (8) 条例第14条第2項に規定する印鑑登録抹消通知書 第8号様式 別表（第2条の2関係）				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="219 895 286 1436">1</td><td data-bbox="286 895 1077 1436"> 旅券 運転免許証 海技免状 電気工事士免状 無線従事者免許証 動力車操縦者運転免許証 運航管理者技能検定合格証明書 猟銃・空気銃所持許可証 <u>特種電気工事資格者認定証</u> 認定電気工事従事者認定証 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書 宅地建物取引士証 船員手帳 戦傷病者手帳 教習資格認定証 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書 身体障害者手帳 療育手帳 官公署（独立行政法人、地方独立行政法人及び特殊法人を含む。）がその職員に対して発行した身分証明書 </td></tr> </table>	1	旅券 運転免許証 海技免状 電気工事士免状 無線従事者免許証 動力車操縦者運転免許証 運航管理者技能検定合格証明書 猟銃・空気銃所持許可証 <u>特種電気工事資格者認定証</u> 認定電気工事従事者認定証 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書 宅地建物取引士証 船員手帳 戦傷病者手帳 教習資格認定証 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書 身体障害者手帳 療育手帳 官公署（独立行政法人、地方独立行政法人及び特殊法人を含む。）がその職員に対して発行した身分証明書	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1180 895 1247 1436">1</td><td data-bbox="1247 895 2038 1436"> 旅券 運転免許証 海技免状 電気工事士免状 無線従事者免許証 動力車操縦者運転免許証 運航管理者技能検定合格証明書 猟銃・空気銃所持許可証 <u>特殊電気工事資格者認定証</u> 認定電気工事従事者認定証 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書 宅地建物取引士証 船員手帳 戦傷病者手帳 教習資格認定証 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書 身体障害者手帳 療育手帳 官公署（独立行政法人、地方独立行政法人及び特殊法人を含む。）がその職員に対して発行した身分証明書 </td></tr> </table>	1	旅券 運転免許証 海技免状 電気工事士免状 無線従事者免許証 動力車操縦者運転免許証 運航管理者技能検定合格証明書 猟銃・空気銃所持許可証 <u>特殊電気工事資格者認定証</u> 認定電気工事従事者認定証 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書 宅地建物取引士証 船員手帳 戦傷病者手帳 教習資格認定証 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書 身体障害者手帳 療育手帳 官公署（独立行政法人、地方独立行政法人及び特殊法人を含む。）がその職員に対して発行した身分証明書
1	旅券 運転免許証 海技免状 電気工事士免状 無線従事者免許証 動力車操縦者運転免許証 運航管理者技能検定合格証明書 猟銃・空気銃所持許可証 <u>特種電気工事資格者認定証</u> 認定電気工事従事者認定証 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書 宅地建物取引士証 船員手帳 戦傷病者手帳 教習資格認定証 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書 身体障害者手帳 療育手帳 官公署（独立行政法人、地方独立行政法人及び特殊法人を含む。）がその職員に対して発行した身分証明書				
1	旅券 運転免許証 海技免状 電気工事士免状 無線従事者免許証 動力車操縦者運転免許証 運航管理者技能検定合格証明書 猟銃・空気銃所持許可証 <u>特殊電気工事資格者認定証</u> 認定電気工事従事者認定証 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書 宅地建物取引士証 船員手帳 戦傷病者手帳 教習資格認定証 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書 身体障害者手帳 療育手帳 官公署（独立行政法人、地方独立行政法人及び特殊法人を含む。）がその職員に対して発行した身分証明書				

改正後			改正前		
	2	略		2	略
	3	個人番号カード 在留カード 特別永住者証明書 運転経歴証明書 生活保護受給者証 中国残留邦人等に対する本人確認証 健康保険の資格確認書 各種年金証書 介護保険被保険者証 年金手帳 その他これらに準ずるものとして市長が適当と認める書類		3	個人番号カード又は住民基本台帳カード（カード運用状況が運用中であるものに限る。） 外国人登録証明書 在留カード 特別永住者証明書 運転経歴証明書 生活保護受給者証 中国残留邦人等に対する本人確認証 健康保険の資格確認書 各種年金証書 介護保険被保険者証 年金手帳 その他これらに準ずるものとして市長が適当と認める書類
備考 略			備考 略		

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 6 条関係）

（表）

（裏面の注意事項を御覧ください。） 年 月 日

大府市長殿

印鑑登録・廃止申請書
印鑑登録証亡失届

登 録 印	
廃 止 印	
廃止理由	・ 印鑑紛失 ・ 印鑑廃止 ・ 印鑑改製 ・ 登録証亡失

- 次のとおり印鑑の
1. 登録を申請いたします。
 2. 廃止を申請いたします。
 3. 登録証を亡失したので届け出ます。

登録又は廃止する人

住所	大府市 町		
氏名		年 月 日生	

申請者（窓口に来た人）※登録又は廃止する人と異なる場合のみ記入

住所	
氏名	㊞

確認欄	
	No.

登録番号		受付	処理	確認
廃止番号				

(裏)

注 意 事 項

- 1 登録を受ける人が自ら申請し、かつ、次のいずれかの書類を提示したときは、即日登録ができます。
 - (1) 官公署の発行した免許証、許可証若しくは身分証明書であつて本人の写真を貼り付けたもの又は在留カード若しくは特別永住者証明書
 - (2) 大府市において現に印鑑の登録を受けている者により登録を受ける人が本人に相違ないことを保証された書面(末尾の「保証書」をご利用ください。)
- 2 上記1のいずれの書類も提示できない場合は、登録を受ける人あてに文書を送付し、その回答書を持参した日に登録することになります。
- 3 代理人による申請の場合は、登録を受ける人が代理人に対し、この申請を委任した旨を証する書面(登録する印鑑を押印して作成したものに限る。)が必要です。申請後の取扱いは上記2の取扱いとなり即日登録はできません。
- 4 登録が済みますと印鑑登録証をお渡します。
- 5 次のような印鑑は登録をすることができません。

氏名、氏、名、旧氏若しくは通称又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの、職業、資格、その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの、ゴム印その他の印鑑で形態が変形しやすいもの、印影が1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さが25ミリメートルの正方形に収まらないもの、印影を鮮明に表していないもの、氏名等の彫刻が大きく欠損しているもの等登録を受けようとする印鑑として適当でないと市長が認めたもの。
- 6 登録できる印鑑1人1個です。世帯内で1個の印鑑を共用することはできません。
- 7 印鑑の登録を受けることができない方
 - (1) 15歳未満の方
 - (2) 意思能力を有しない方

保 証 書

1. 登録申請者は、登録者本人に相違ないことを保証します。
2. 登録廃止者は、廃止者本人に相違ないことを保証します。

年	月	日	保証人登録印鑑
保証人	住所	大府市	町
	氏名		
	生年月日	年	月 日
	登録番号		

年 月 日
大府市長

印鑑の登録に関する照会書

年 月 日 あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに
相違なければ、回答書に全て自書し、申請された印鑑を押印して、切り離さずに 年 月 日
までに申請取り扱い窓口へ持参してください。

様 回 答 書		年 月 日
照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに 相違ありません。		申請した印鑑
住 所		
本人署名		
生年月日		

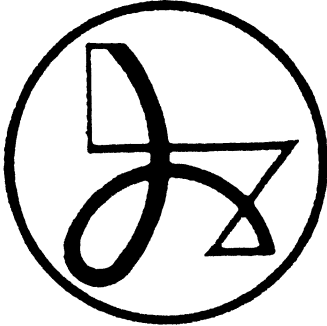
代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。

委 任 状		年 月 日
代理人住所		
代理人氏名		
回答書の提出及び印鑑登録証の受領について、上の者を代理人と定め、 その権限を委任いたします。		
本人署名		

備考：

第3号様式（第6条関係）

(表)

印鑑登録証
登録番号

大府市長 

(裏)

本人覚え欄
<u>注 意 事 項</u>
1 この登録証は、印鑑の登録を受けていることを証するものであり、この登録証を添えて申請したものは、全て本人の意思によるものとして扱いますので、登録印と同様大切に保管してください。
2 市役所窓口で印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、必ずこの登録証（本人が申請する場合に限り、本人の個人番号カード又は特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書でも可）を添えて申請してください。
3 代理人に印鑑登録証明書の交付を依頼するときは、この登録証を渡して住所、氏名、生年月日を伝えてください。
4 この登録証を損傷、又は紛失したときは、直ちに届け出てください。
5 転出、廃印、氏名変更、死亡のときは、この登録証を返してください。

印 鑑 登 録 証 受 領 書

年 月 日

大府市長 殿

登録番号 _____

氏名（ ）の印鑑登録証を確かに受け取りました。

受領者 住所 _____

氏名 _____

第5号様式を削り、第6号様式を第5号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

印鑑登録証明書

登録印影	氏名	
	生年月日	
	住所	

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日

大府市長

第7号様式を次のように改める。

様

年 月 日
大府市長

印鑑登録抹消通知書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせします。

記

1. 印鑑登録番号
2. 登録者氏名
3. 抹消年月日
4. 抹消事由

あなたの印鑑登録は上記理由により抹消されました。引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、大府市を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 8 号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている諸用紙は、改正後の大府市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 3 この規則の施行前に交付された第 4 号様式による印鑑登録証については、改正後の大府市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則第 3 号様式にかかわらず、なお従前の例による。

大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第57号

大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年大府市規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<u>第 9 条 条例別表第 1 の 8 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u> <u>（ 1 ） 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）</u> <u>第19条第 1 項の規定に準じて行う保護（以下「外国人保護」という。）</u> <u>の実施に関する事務</u> <u>（ 2 ） 外国人保護に関し、生活保護法第24条第 1 項の規定に準じて行う保</u> <u>護の開始若しくは同条第 9 項の規定に準じて行う保護の変更の申請の</u> <u>受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に</u> <u>関する事務</u> <u>（ 3 ） 外国人保護に関し、生活保護法第25条第 1 項の規定に準じて行う職</u> <u>権による保護の開始又は同条第 2 項の規定に準じて行う職権による保</u> <u>護の変更に関する事務</u> <u>（ 4 ） 外国人保護に関し、生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停</u>

改正後	改正前
第9条 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、不妊治療に要する費用の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。 第10条 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、不育症治療に要する	<u>止又は廃止に関する事務</u> (5) <u>外国人保護に関し、生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務</u> (6) <u>外国人保護に関し、生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u> (7) <u>外国人保護に関し、生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u> (8) <u>外国人保護に関し、生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務</u> (9) <u>外国人保護に関し、生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務</u> (10) <u>外国人保護に関し、生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。)に関する事務</u> 第10条 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、不妊治療に要する費用の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。 第11条 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、不育症治療に要する

改正後	改正前
費用の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。	費用の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
<u>第11条 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、市の住民基本台帳に記録されていない者（以下「住登外者」という。）を特定する固有の番号を付番し、管理する機能（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の登録又は変更に関する事務とする。</u>	
<u>第13条 条例別表第1の12の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の登録又は変更に関する事務とする。</u> （条例別表第2に定める事務等）	（条例別表第2に定める事務等）
<u>第14条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</u> （1） 子ども医療費条例第5条に規定する子ども医療費受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア・イ 略 ウ 助成対象子どもに係る<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）</u>第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更、同法第26条の保護の停止若しくは廃止又は同法第55条の4第1項の就労自立給付金若しくは同法	<u>第13条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</u> （1） 子ども医療費条例第5条に規定する子ども医療費受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア・イ 略 ウ 助成対象子どもに係る<u>生活保護法</u>第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更、同法第26条の保護の停止若しくは廃止又は同法第55条の4第1項の就労自立給付金若しくは同法第55条の5第1項の進学・

改正後	改正前
第55条の5第1項の進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。） エ 助成対象子どもに係る<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護（以下「外国人保護」という。）</u>の実施又は外国人保護に関し、生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更、同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止若しくは同法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金若しくは同法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人保護実施関係情報」という。） オ 略 カ <u>助成対象子ども又は助成対象子どもの保護者に係る住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）</u> （2）～（5） 略 <u>第15条</u> 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。） エ 助成対象子どもに係る<u>外国人保護</u>の実施又は外国人保護に関し、生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更、同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止若しくは同法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金若しくは同法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人保護実施関係情報」という。） オ 略 （2）～（5） 略 <u>第14条</u> 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

改正後	改正前
(1) 母子家庭等医療費条例第3条第1項に規定する母子家庭等医療費受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア～カ 略 <u>キ 助成対象児童、助成対象児童の母若しくは父又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報</u> (2)～(6) 略 <u>第16条</u> 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 障がい者医療費条例第6条第1項に規定する障がい者医療費受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア～カ 略 <u>キ 受給資格者に係る住登外者宛名情報</u> (2) 障がい者医療費条例第8条第1項の規定による障がい者医療費受給者に係る変更の届出又は第三者の行為による被害の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア～カ 略 <u>キ 受給者に係る住登外者宛名情報</u>	(1) 母子家庭等医療費条例第3条第1項に規定する母子家庭等医療費受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア～カ 略 (2)～(6) 略 <u>第15条</u> 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 障がい者医療費条例第6条第1項に規定する障がい者医療費受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア～カ 略 (2) 障がい者医療費条例第8条第1項の規定による障がい者医療費受給者に係る変更の届出又は第三者の行為による被害の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア～カ 略

改正後	改正前
(3)～(6) 略 <u>第17条</u> 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 精神障がい者医療費条例第6条第1項に規定する精神障がい者通院医療費受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア～オ 略 <u>カ 受給資格者に係る住登外者宛名情報</u> (2) 精神障がい者医療費条例第9条第1項の規定による精神障がい者通院費受給者に係る変更の届出又は第三者の行為による被害の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア～オ 略 <u>カ 受給者に係る住登外者宛名情報</u> (3)～(7) 略	(3)～(6) 略 <u>第16条</u> 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 精神障がい者医療費条例第6条第1項に規定する精神障がい者通院医療費受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア～オ 略 (2) 精神障がい者医療費条例第9条第1項の規定による精神障がい者通院費受給者に係る変更の届出又は第三者の行為による被害の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア～オ 略 (3)～(7) 略
<u>第18条</u> 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 遺児手当規則第4条に規定する遺児手当の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報	<u>第17条</u> 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 遺児手当規則第4条に規定する遺児手当の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

改正後	改正前
ア～ウ 略 <u>エ 当該申請を行う者若しくは遺児手当支給児童又はこれらの者と同 一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報</u> (2) 遺児手当規則第6条の2第1項に規定する遺児手当の額の改定の 届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア・イ 略 <u>ウ 遺児手当改定児童又は遺児手当改定児童と同一の世帯に属する者 に係る住登外者宛名情報</u> (3) 略 (4) 遺児手当規則第10条に規定する所得状況の届出に係る事実につい ての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア～ウ 略 <u>エ 当該届出を行う者若しくは所得状況届出児童又はこれらの者と同 一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報</u>	ア～ウ 略 (2) 遺児手当規則第6条の2第1項に規定する遺児手当の額の改定の 届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア・イ 略 (3) 略 (4) 遺児手当規則第10条に規定する所得状況の届出に係る事実につい ての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア～ウ 略
<u>第19条</u> 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事 務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ 当該各号に定める情報とする。 (1) 障害児福祉手当、特別障害者手当又は福祉手当の受給資格及びその 額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる 情報	<u>第18条</u> 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事 務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ 当該各号に定める情報とする。 (1) 障害児福祉手当、特別障害者手当又は福祉手当の受給資格及びその 額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる 情報

改正後	改正前
ア・イ 略 ウ <u>当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報</u> (2) 略 <u>第20条</u> 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 後期高齢者福祉医療費受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア～オ 略 カ <u>受給資格者、受給資格者と同一の世帯に属する者、受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者又は受給資格者の属する世帯の生計を主として維持する者に係る住登外者宛名情報</u> (2) 後期高齢者福祉医療費受給者に係る変更の届出又は第三者の行為による被害の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア～オ 略 カ <u>受給者、受給者と同一の世帯に属する者、受給者の配偶者若しくは扶養義務者又は受給者の属する世帯の生計を主として維持する者に係る住登外者宛名情報</u>	ア・イ 略 (2) 略 <u>第19条</u> 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 後期高齢者福祉医療費受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア～オ 略 (2) 後期高齢者福祉医療費受給者に係る変更の届出又は第三者の行為による被害の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア～オ 略

改正後	改正前
(3)～(6) 略	(3)～(6) 略 <u>第20条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</u> <u>(1) 外国人保護の実施に関する事務 次に掲げる情報</u> ア <u>生活に困窮する外国人であって生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者に準ずる者（以下「外国人要保護者等」という。）に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報</u> イ <u>外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報</u> ウ <u>外国人要保護者等に係る生活保護実施関係情報</u> エ <u>外国人要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当実施関係情報」という。）</u> オ <u>外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報</u> カ <u>外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2</u>

改正後	改正前
	<u>の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号) 附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</u> キ <u>外国人要保護者等に係る市民税に関する情報</u> ク <u>外国人要保護者等に係る母子保健法(昭和40年法律第141号) 第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</u> ケ <u>外国人要保護者等に係る児童手当法(昭和46年法律第73号) 第8条第1項の児童手当の支給に関する情報</u> コ <u>外国人要保護者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</u> (2) <u>外国人保護に関し、生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号アからコまでに掲げる情報</u> (3) <u>外国人保護に関し、生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 第1号アからコまでに掲げる情報</u> (4) <u>外国人保護に関し、生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 第1号アからコまでに掲げる情報</u> (5) <u>外国人保護に関し、生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 第1号アからコまでに掲げる情報</u> (6) <u>外国人保護に関し、生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から</u>

改正後	改正前
第21条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、不妊治療に要する費用の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、助成対象者に係る次に掲げる情報とする。 (1)～(6) 略 (7) <u>住登外者宛名情報</u> 第22条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、不育症治療に要する費用の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、助成対象者に係る次に掲げる情報とする。 (1)～(6) 略 (7) <u>住登外者宛名情報</u> 第24条 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 外国人保護の実施に関する事務 <u>生活に困窮する外国人であつて生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であつた者に準ずる者</u>に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報	<u>第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。)</u>に関する事務 <u>第1号アからコまでに掲げる情報</u> 第21条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、不妊治療に要する費用の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、助成対象者に係る次に掲げる情報とする。 (1)～(6) 略 第22条 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は、不育症治療に要する費用の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、助成対象者に係る次に掲げる情報とする。 (1)～(6) 略 第24条 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 外国人保護の実施に関する事務 <u>外国人要保護者等</u>に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報

改正後	改正前
(2)～(6) 略 第25条 略 第26条 <u>条例別表第3の4の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、市長が管理する住登外者に係る住登外者宛名情報とする。</u> 第27条 <u>条例別表第3の5の項の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、同法第24条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。</u> (1)～(5) 略 第28条 <u>条例別表第3の6の項の規則で定める事務は、就学援助の対象となる者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。</u> (1)～(5) 略 (6) 就学援助対象児童等の保護者に係る<u>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報</u> 第29条 <u>条例別表第3の7の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、教育委員会が管理する住登外者に係る住登外者宛名情報とする。</u>	(2)～(6) 略 第25条 略 第26条 <u>条例別表第3の4の項の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、同法第24条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。</u> (1)～(5) 略 第27条 <u>条例別表第3の5の項の規則で定める事務は、就学援助の対象となる者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。</u> (1)～(5) 略 (6) 就学援助対象児童等の保護者に係る<u>児童扶養手当実施関係情報</u>

改正後	改正前
(委任) 第30条 略	(委任) 第28条 略

附 則

この規則は、令和 8 年11月24日から施行する。

大府市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月24日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第58号

大府市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大府市職員の職の設置に関する規則（昭和49年大府市規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職の設置） 第2条 法令に特別の定めのあるものを除くほか、大府市に次の職を置く。 部長、主席指導主事、担当部長、推進監、参事、次長、調整監、課長、事務局長、室長、担当課長、主幹、市民活動ボランティアセンター館長、ふれ愛サポートセンター館長、<u>健康づくり総合支援施設館長</u>、防災学習センター館長、課長補佐、室長補佐、副主幹、指導主事、指導保育士、こどもステーション所長、係長、主査、公民館長、保育園長、こども交流センター館長、こども幸齢者交流センター館長、主任、園長補佐、館長補佐、こどもステーション所長補佐、主事、主事補、技師、技師補、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、保育士、児童厚生員、用務員、給食調理員、作業員及び雇	（職の設置） 第2条 法令に特別の定めのあるものを除くほか、大府市に次の職を置く。 部長、主席指導主事、担当部長、推進監、参事、次長、調整監、課長、事務局長、室長、担当課長、主幹、市民活動ボランティアセンター館長、ふれ愛サポートセンター館長、防災学習センター館長、課長補佐、室長補佐、副主幹、指導主事、指導保育士、こどもステーション所長、係長、主査、公民館長、保育園長、こども交流センター館長、こども幸齢者交流センター館長、主任、園長補佐、館長補佐、こどもステーション所長補佐、主事、主事補、技師、技師補、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、保育士、児童厚生員、用務員、給食調理員、作業員及び雇

附 則

この規則は、令和８年11月１日から施行する。

大府市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第59号

大府市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

大府市職員の定年等に関する規則（令和 5 年大府市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（特定管理監督職群を構成する管理監督職） 第 7 条 条例第 9 条第 3 項に規定する規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。 （１） 公共施設等の特定管理監督職群 市民活動ボランティアセンターの館長、防災学習センターの館長、ふれ愛サポートセンターの館長、<u>健康づくり総合支援施設の館長</u>、歴史民俗資料館の館長及び公民館の館長 （２） 略	（特定管理監督職群を構成する管理監督職） 第 7 条 条例第 9 条第 3 項に規定する規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。 （１） 公共施設等の特定管理監督職群 市民活動ボランティアセンターの館長、防災学習センターの館長、ふれ愛サポートセンターの館長、歴史民俗資料館の館長及び公民館の館長 （２） 略

附 則

この規則は、令和 8 年 11 月 1 日から施行する。

大府市財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第60号

大府市財産管理規則の一部を改正する規則

大府市財産管理規則（昭和46年大府市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（物品の購入による取得） 第25条の 2 略 2 前項の規定にかかわらず、各課等の長は、次に掲げる物品を直接購入することができる。この場合において、第18号及び第19号に定める物品の購入にあつては物品購入依頼書兼物品出納簿（第 2 号様式の 2）により、第 22号及び第23号に定める物品の購入にあつては物品購入等依頼書により決裁を受けなければならない。 （ 1 ）～（21） 略 （22） 消防機関、保健センター、歴史民俗資料館、公民館、市民活動ボランティアセンター、防災学習センター、<u>ふれ愛サポートセンター又は健康づくり総合支援施設</u>の用に供する予定価格10万円以下の物品又は単価契約物品で、歳出予算の報償費又は需用費によって購入する物品	（物品の購入による取得） 第25条の 2 略 2 前項の規定にかかわらず、各課等の長は、次に掲げる物品を直接購入することができる。この場合において、第18号及び第19号に定める物品の購入にあつては物品購入依頼書兼物品出納簿（第 2 号様式の 2）により、第 22号及び第23号に定める物品の購入にあつては物品購入等依頼書により決裁を受けなければならない。 （ 1 ）～（21） 略 （22） 消防機関、保健センター、歴史民俗資料館、公民館、市民活動ボランティアセンター、防災学習センター又は<u>ふれ愛サポートセンター</u>の用に供する予定価格10万円以下の物品又は単価契約物品で、歳出予算の報償費又は需用費によって購入する物品

改正後	改正前																						
(23) 略 別表第 2（第32条関係） 備品分類表 (1) 款 <table><tr><th>款</th><th>款名称</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>134</td><td>発達支援センターみのり</td></tr><tr><td><u>135</u></td><td><u>健康づくり身体活動支援センター</u></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> (2) 略	款	款名称			134	発達支援センターみのり	<u>135</u>	<u>健康づくり身体活動支援センター</u>					(23) 略 別表第 2（第32条関係） 備品分類表 (1) 款 <table><tr><th>款</th><th>款名称</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>134</td><td>発達支援センターみのり</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> (2) 略	款	款名称			134	発達支援センターみのり				
款	款名称																						
134	発達支援センターみのり																						
<u>135</u>	<u>健康づくり身体活動支援センター</u>																						
款	款名称																						
134	発達支援センターみのり																						

附 則

この規則は、令和 8 年11月 2 日から施行する。

大府市子ども医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第61号

大府市子ども医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市子ども医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年大府市規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（医療費の助成等） 第 5 条 条例第 7 条に規定する医療機関等に支払うべき額の審査及び支払いに関する事務を<u>国民健康保険団体連合会又は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>に委託することができる。 （第三者行為の届出） 第 8 条の 4 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、医療費の助成を受け、又は受けようとする者は、<u>第三者行為による傷病届</u>（第 8 号様式）により、速やかに、市長に届け出なければならない。	（医療費の助成等） 第 5 条 条例第 7 条に規定する医療機関等に支払うべき額の審査及び支払いに関する事務を<u>国民健康保険団体連合会</u>に委託することができる。 （第三者行為の届出） 第 8 条の 4 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、医療費の助成を受け、又は受けようとする者は、<u>第三者行為による被害届</u>（第 8 号様式）により、速やかに、市長に届け出なければならない。

第 1 号様式及び第 8 号様式を次のように改める。

（表面）

		愛知県内のみ有効			
⊕ 子 ども 医 療 費 受 給 者 証					
公 費 負 担 者 番 号					
受 給 者 番 号					
受給者	住 所				
	氏 名				
子ども	氏 名				
	生 年 月 日	年 月 日			
有 効 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで			
発 行 機 関 名 印					
交 付 年 月 日		年 月 日			

この証は、医療機関の窓口へ提示してください。

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この証は、本人以外は使用できません。
- 2 保険医療機関等において保険診療を受ける場合は、この証を必ず窓口に提示してください。
- 3 受給者の資格がなくなったときは、速やかに、この証を市長に返してください。
- 4 氏名、住所に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に市長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 7 有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに、市長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。

(問い合わせ先)

第三者行為による傷病届

項 目		内 容	
(被 保 険 者 名 等) 届 出 者	被保険者記号・番号 / 保険者名		被保険者記号・番号
	届出者情報 ※国民健康保険は世帯主、その他は被保険者の情報を記入		保険者名
	氏名 / 生年月日	ふりがな 氏 名	生年月日 年 月 日
	住所 / 電話	〒	TEL ()
(受 診 者) 被 害 者	氏名 / 続柄 / 生年月日	ふりがな 氏 名	届出者との関係 生年月日 年 月 日
	住所 / 電話	〒	TEL ()
(加 害 者) 第 三 者	氏 名	ふりがな 氏 名	
	住所 / 電話	〒	TEL ()
事 故 発 生 状 況	事故発生日時	年 月 日 午前 / 午後 時 分頃	
	事故発生場所		
	労災保険対象の確認	本件は、労災保険の給付対象となる業務上又は通勤中の事故ではありません。 (※事故発生状況報告書・被害者の負傷状況欄で確認し、チェック)	
自 賠 責 保 険 (加 害 者)	保険会社名 / 保険契約者名	保険会社名 ふりがな 氏 名	
	登録番号 / 車台番号	登録番号	車台番号
	保険期間 / 自賠責証明書番号	保険期間 年 月 日 ~ 年 月 日	自賠責証明書番号 第 号
任 意 保 険 (加 害 者)	保険会社名 / 担当部署	保険会社名	担当部署
	取扱店所在地 / 電話	〒	TEL ()
	担当者名 / E-mail	ふりがな 氏 名	E-mail
	保険契約者名	ふりがな 氏 名	
	住所	〒	
	保険期間 / 契約番号	保険期間 年 月 日 ~ 年 月 日	契約番号 第 号
	任意対人一括の有無	有 / 無	
被害者加入の保険会社の関与		関与の有無をチェックし、「有」の場合は右欄を記入 有 ☐ 無 ☐	保険会社名 担当部署 担当者氏名 TEL ()
治 療 状 況	診療機関名 / 入院 / 治療期間	① 診療機関名	入 院 有 / 無 治療開始日 年 月 日 治療終了(見込) 年 月 日
	住所 / 電話番号	〒	TEL ()
	※治療終了日(見込)については可能な範囲でご記入ください。	② 診療機関名	入 院 有 / 無 治療開始日 年 月 日 治療終了(見込) 年 月 日
		〒	TEL ()
		③ 診療機関名	入 院 有 / 無 治療開始日 年 月 日 治療終了(見込) 年 月 日
		〒	TEL ()
傷病届作成日 / 作成支援の有無		年 月 日	本届出書を損害保険会社等(業務委託先を含む)の支援を受けて作成した場合はチェック ☐

(注) 本書は、自賠責共済、任意共済の場合、自賠責保険、任意保険の各欄に「保険」を「共済」と読み替えてその内容をご記入ください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大府市子ども医療費助成に関する条例施行規則に基づき作成されている第 1 号様式による用紙は、この規則の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第62号

大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（昭和53年大府市規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（医療費の助成等） 第 6 条 条例第 5 条第 1 項に規定する医療機関等に支払うべき額の審査及び支払いに関する事務を<u>国民健康保険団体連合会又は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>に委託することができる。 （第三者行為による被害の届出） 第10条 医療費の助成事由が第三者行為によって生じたものであるときは、医療費の助成を受け、又は受けようとする者は、<u>第三者行為による傷病届</u>（第 7 号様式）により、速やかに、市長に届け出なければならない。	（医療費の助成等） 第 6 条 条例第 5 条第 1 項に規定する医療機関等に支払うべき額の審査及び支払いに関する事務を<u>国民健康保険団体連合会</u>に委託することができる。 （第三者行為による被害の届出） 第10条 医療費の助成事由が第三者行為によって生じたものであるときは、医療費の助成を受け、又は受けようとする者は、<u>第三者行為による被害届</u>（第 7 号様式）により、速やかに、市長に届け出なければならない。

第 1 号様式、第 2 号様式、第 6 号様式及び第 7 号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

（表面）

		愛知県内のみ有効			
(母)		母子家庭等医療費受給者証			
公費負担者番号					
受給者番号					
受 給 者	住 所				
	氏 名				
	生年月日	年	月	日	
有効期間		年	月	日	から 年 月 日 まで
発行機関名 及 び 印					
交付年月日		年	月	日	

この証は、医療機関の窓口へ提示してください。

（裏面）

注 意 事 項	
1 この証は、本人以外は使用できません。 2 保険医療機関等において保険診療を受ける場合は、この証を必ず窓口に提示してください。 3 受給者の資格がなくなったときは、速やかに、この証を市長に返してください。 4 氏名、住所に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市長にその旨を届け出てください。 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に市長にその旨を届け出てください。 6 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。 7 有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに、市長に返してください。 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。 （問い合わせ先）	

第2号様式（第3条、第4条関係）

母子家庭等医療費受給者証交付・更新申請書									
年 月 日									
大府市長 殿									
申請者 住所 大府市 町 番地									
氏名									
電話									
次のとおり申請します。									
なお、受給資格の確認のため、地方税関係情報、住民情報等の閲覧に同意します。									
区	分	母（父）		児 童					
住	所								
氏	名								
個	人	番	号						
生	年	月	日	年	月	日	年	月	日
申請者との続柄									
勤務先名・学校名									
手当・他医療の給付状況									
※受給者証番号									
加入医療保険	被 保 険 者					記号・番号			
	保 険 種 別		国 保 ・ 協 会 ・ 組 合 ・ 船 員 ・ 日 雇 ・ 共 済						
	保険者	名 称				保険者番号			
		所在地							
	資格取得年月日		年 月 日			付加給付の有無		有 ・ 無	
母子家庭等となった理由		1 死亡 2 離婚 3 生死不明 4 遺棄 5 海外 6 精神・身体の障がい 7 拘禁 8 未婚の母 9 父母のいない児童							
発 生 年 月 日		年 月 日							
※ 確 認 公 簿 名 等		戸籍確認簿				所得状況	総所得金額		扶養
		住 民 票		索引・払			所得金額		人
		課 税 台 帳		台 帳			所得課税		円
※ 受 給 資 格 認 定		適 ・ 否 年 月 日							

（注）加入保険が母（父）と異なる場合は、その旨申し出てください。

※印の欄は記入しないでください。

第6号様式（第9条関係）

（
子 ど も
母 子 家 庭 等
障 が い 者
精神障がい者通院
）

医療費受給資格喪失届

年 月 日

大府市長 殿

届出者 住所 大府市 町 番地
氏名
電話

次のとおり届けます。

受 給 者 番 号							
受 給 者	住 所	□届出者に同じ					
	ふ り が な						
	氏 名						
	個 人 番 号						
	生 年 月 日	年 月 日					
資 格 喪 失 理 由	共 通	転出 死亡 生活保護 支援給付 移住 ()					
	子 ど も	年齢到達 障がい者医療へ移行 母子家庭等医療へ移行					
	母 子 家 庭 等	所得制限超過 年齢到達 事実婚 婚姻 父復帰 障がい者医療へ移行					
	障 が い 者	障がい非該当 後期高齢者医療へ移行					
	精神障がい者通院	障がい者医療へ移行 母子家庭等医療へ移行 後期高齢者医療へ移行 未更新					
資格喪失理由発生年月日		年 月 日					
保 険 者				被 保 険 者			
証 返 却	返 却 の 有 無	有 ・ 無		証返却年月日		年 月 日	
	返却できない理由	破損 汚損 亡失 紛失 盗難					

第三者行為による傷病届

項 目		内 容	
(被 保 険 者 名 等) 届 出 者	被保険者記号・番号 / 保険者名		被保険者記号・番号
	届出者情報 ※国民健康保険は 世帯主、その他 は被保険者の 情報を記入	氏名 / 生年月日	ふりがな 氏 名 生年月日 年 月 日
		住所 / 電話	TEL ()
		届出者の 情報と同じ 場合は チェック ☐	届出者との関係 生年月日 年 月 日 TEL ()
(受 診 者) 被 害 者	氏名 / 続柄 / 生年月日	ふりがな 氏 名 生年月日 年 月 日	届出者との関係 生年月日 年 月 日 TEL ()
	住所 / 電話	TEL ()	
(第 三 者) 加 害 者	氏 名	ふりがな 氏 名 生年月日 年 月 日	TEL ()
	住所 / 電話	TEL ()	
事 故 発 生 状 況	事故発生日時	年 月 日 午前 / 午後 時 分頃	
	事故発生場所		
	労災保険対象の確認	本件は、労災保険の給付対象となる業務上又は通勤中の事故ではありません。 (※事故発生状況報告書・被害者の負傷状況欄で確認し、チェック) ☐	
自 賠 責 保 険 (加 害 者)	保険会社名 / 保険契約者名	保険会社名 ふりがな 氏 名	
	登録番号 / 車台番号	登録番号 車台番号	
	保険期間 / 自賠責証明書番号	保険期間 年 月 日 ~ 年 月 日	自賠責証明書番号 第 号
任 意 保 険 (加 害 者)	保険会社名 / 担当部署	保険会社名 担当部署	
	取扱店所在地 / 電話	TEL ()	
	担当者名 / E-mail	ふりがな 氏 名 E-mail	
	保険契約者名	ふりがな 氏 名	
	住所	TEL ()	
	保険期間 / 契約番号	保険期間 年 月 日 ~ 年 月 日	契約番号 第 号
	任意対人一括の有無	有 / 無	
被害者加入の保険 会社の関与		関与の有無を チェックし、 「有」の場 合は右欄を記入 有 ☐ 無 ☐	保険会社名 担当部署 担当者氏名 TEL ()
治 療 状 況	診療機関名 / 入院 / 治療期間	① 診療機関名 入院 有 / 無 治療開始日 年 月 日 治療終了(見込) 年 月 日	TEL ()
	住所 / 電話番号	TEL ()	
	※治療終了日(見込)については 可能な範囲でご記入ください。	② 診療機関名 入院 有 / 無 治療開始日 年 月 日 治療終了(見込) 年 月 日	TEL ()
		③ 診療機関名 入院 有 / 無 治療開始日 年 月 日 治療終了(見込) 年 月 日	TEL ()
		TEL ()	
		TEL ()	
傷病届作成日 / 作成支援の有無		年 月 日	本届出書を損害保険会社等(業務委託先を含む)の支援を受けて作成した場合はチェック ☐

(注) 本書は、自賠責共済、任意共済の場合、自賠責保険、任意保険の各欄に「保険」を「共済」と読み替えてその内容をご記入ください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則に基づき作成されている第 1 号様式による用紙は、この規則の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

大府市障がい者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第63号

大府市障がい者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市障がい者医療費助成に関する条例施行規則（昭和58年大府市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（医療費の助成等） 第 6 条 条例第 7 条第 1 項に規定する医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務は、<u>国民健康保険団体連合会又は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>に委託することができる。 （第三者行為の届出） 第10条の 3 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、医療費の助成を受け、又は受けようとする者は、<u>第三者行為による傷病届</u>（第 7 号様式）により、速やかに、市長に届け出なければならない。	（医療費の助成等） 第 6 条 条例第 7 条第 1 項に規定する医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務は、<u>国民健康保険団体連合会</u>に委託することができる。 （第三者行為の届出） 第10条の 3 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、医療費の助成を受け、又は受けようとする者は、<u>第三者行為による被害届</u>（第 7 号様式）により、速やかに、市長に届け出なければならない。

第 1 号様式、第 2 号様式、第 6 号様式及び第 7 号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 3 条、第 3 条の 2 関係）

障がい者医療費受給者証交付・更新申請書							
年 月 日							
大府市長 殿							
申請者 住所 大府市 町 番地							
氏名							
電話							
次のとおり申請します。 なお、受給資格の確認のため、地方税関係情報、住民情報等の閲覧に同意します。							
対 象 者	住 所	大府市 町 番地	世帯主				
	ふ り が な		個人番号				
	氏 名		年 月 日生				
加 入 医 療 保 険	記 号 ・ 番 号						
	被 保 険 者						
	保 険 者 名 称						
	所 在 地						
手帳交付記号・番号							
障 が い 名		級 I . Q .					
備 考		<table><tr><td rowspan="2">有 効 期 間</td><td>から</td></tr><tr><td>まで</td></tr></table>			有 効 期 間	から	まで
有 効 期 間	から						
	まで						

第2号様式（第3条関係）

（表面）

		愛知県内のみ有効			
障がい者医療費受給者証					
公費負担者番号					
受給者番号					
受給者	住所				
	氏名				
	生年月日	年	月	日	
有効期間		年	月	日	から 年 月 日 まで
発行機関名 及び印					
交付年月日		年	月	日	

この証は、医療機関の窓口へ提示してください。

（裏面）

注 意 事 項	
1 この証は、本人以外は使用できません。 2 保険医療機関等において保険診療を受ける場合は、この証を必ず窓口に提示してください。 3 受給者の資格がなくなったときは、速やかに、この証を市長に返してください。 4 氏名、住所に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市長にその旨を届け出てください。 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に市長にその旨を届け出てください。 6 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。 7 有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに、市長に返してください。 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。 （問い合わせ先）	

第6号様式（第10条関係）

子 ど も 母 子 家 庭 等 障 が い 者 精神障がい者通院 医療費受給資格喪失届 年 月 日 大府市長 殿 届出者 住所 大府市 町 番地 氏名 電話 次のとおり届けます。									
受 給 者 番 号									
受 給 者	住 所	☐ 届出者に同じ							
	ふ り が な								
	氏 名								
	個 人 番 号								
	生 年 月 日	年 月 日							
資 格 喪 失 理 由	共 通	転出 死亡 生活保護 支援給付 移住 ()							
	子 ど も	年齢到達 障がい者医療へ移行 母子家庭等医療へ移行							
	母 子 家 庭 等	所得制限超過 年齢到達 事実婚 婚姻 父復帰 障がい者医療へ移行							
	障 が い 者	障がい非該当 後期高齢者医療へ移行							
	精神障がい者通院	障がい者医療へ移行 母子家庭等医療へ移行 後期高齢者医療へ移行 未更新							
資格喪失理由発生年月日		年 月 日							
保 険 者						被 保 険 者			
証 返 却	返 却 の 有 無	有 ・ 無		証 返 却 年 月 日			年 月 日		
	返却できない理由		破損 汚損 亡失 紛失 盗難						

第三者行為による傷病届

項 目		内 容	
(被 保 険 者 名 等) 届 出 者	被保険者記号・番号 / 保険者名		被保険者記号・番号
	届出者情報 ※国民健康保険は 世帯主、その他 は被保険者の 情報を記入	氏名 / 生年月日	ふりがな 氏 名 生年月日 年 月 日
		住所 / 電話	〒 TEL ()
		届出者の 情報と同じ 場合は チェック ☐	届出者との関係 生年月日 年 月 日 TEL ()
(受 診 者) 被 害 者	氏名 / 続柄 / 生年月日	ふりがな 氏 名 生年月日 年 月 日	届出者との関係 生年月日 年 月 日 TEL ()
	住所 / 電話	〒 TEL ()	
(第 三 者) 加 害 者	氏 名	ふりがな 氏 名 生年月日 年 月 日	TEL ()
	住所 / 電話	〒 TEL ()	
事 故 発 生 状 況	事故発生日時	年 月 日 午前 / 午後 時 分頃	
	事故発生場所		
	労災保険対象の確認	本件は、労災保険の給付対象となる業務上又は通勤中の事故ではありません。 (※事故発生状況報告書・被害者の負傷状況欄で確認し、チェック) ☐	
自 賠 責 保 険 (加 害 者)	保険会社名 / 保険契約者名	保険会社名 ふりがな 氏 名	
	登録番号 / 車台番号	登録番号 車台番号	
	保険期間 / 自賠責証明書番号	保険期間 年 月 日 ~ 年 月 日	自賠責証明書番号 第 号
任 意 保 険 (加 害 者)	保険会社名 / 担当部署	保険会社名 担当部署	
	取扱店所在地 / 電話	〒 TEL ()	
	担当者名 / E-mail	ふりがな 氏 名 E-mail	
	保険契約者名	ふりがな 氏 名	
	住所	〒	
	保険期間 / 契約番号	保険期間 年 月 日 ~ 年 月 日	契約番号 第 号
	任意対人一括の有無	有 / 無	
被害者加入の保険 会社の関与		関与の有無を チェックし、 「有」の場 合は右欄を記入 有 ☐ 無 ☐	保険会社名 担当部署 担当者氏名 TEL ()
治 療 状 況	診療機関名 / 入院 / 治療期間	① 診療機関名 入院 有 / 無 治療開始日 年 月 日 治療終了(見込) 年 月 日	〒 TEL ()
	住所 / 電話番号 ※治療終了日(見込)については 可能な範囲でご記入ください。	② 診療機関名 入院 有 / 無 治療開始日 年 月 日 治療終了(見込) 年 月 日	〒 TEL ()
		③ 診療機関名 入院 有 / 無 治療開始日 年 月 日 治療終了(見込) 年 月 日	〒 TEL ()
		④ 診療機関名 入院 有 / 無 治療開始日 年 月 日 治療終了(見込) 年 月 日	〒 TEL ()
		⑤ 診療機関名 入院 有 / 無 治療開始日 年 月 日 治療終了(見込) 年 月 日	〒 TEL ()
		⑥ 診療機関名 入院 有 / 無 治療開始日 年 月 日 治療終了(見込) 年 月 日	〒 TEL ()
傷病届作成日 / 作成支援の有無		年 月 日 本届出書を損害保険会社等(業務委託先を含 む)の支援を受けて作成した場合はチェック ☐	

(注) 本書は、自賠責共済、任意共済の場合、自賠責保険、任意保険の各欄に「保険」を「共済」と読み替えてその内容をご記入ください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大府市障がい者医療費助成に関する条例施行規則に基づき作成されている第 2 号様式による用紙は、この規則の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

大府市精神障がい者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第64号

大府市精神障がい者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市精神障がい者医療費助成に関する条例施行規則（平成17年大府市規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（第三者の行為による被害の届出） 第13条 通院医療費等の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、通院医療費等の助成を受け、又は受けようとする者は、<u>第三者行為による傷病届</u>（第 8 号様式）により、速やかに、市長に届け出なければならない。	（第三者の行為による被害の届出） 第13条 通院医療費等の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、通院医療費等の助成を受け、又は受けようとする者は、<u>第三者行為による被害届</u>（第 8 号様式）により、速やかに、市長に届け出なければならない。

第 1 号様式、第 7 号様式及び第 8 号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

（表面）

愛知県内のみ有効	
精神障がい者通院医療費受給者証 （精神通院医療のみ使用可）	
公費負担者番号	
受給者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
発行機関名 及び印	
交付年月日	年 月 日

この証は、自立支援医療受給者証に添えて医療機関の窓口へ提出してください。

（裏面）

注 意 事 項
1 この証は、本人以外は使用できません。 2 保険医療機関等において保険診療を受ける場合は、この証を必ず窓口へ提出してください。 3 受給者の資格がなくなったときは、速やかに、この証を市長に返してください。 4 氏名、住所に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて、市長にその旨を届け出てください。 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に市長にその旨を届け出てください。 6 この証を破ったり、汚したり、又は失ったときは、再交付を受けてください。 7 有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに、市長に返してください。 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。 （問い合わせ先）

第7号様式（第11条関係）

子 ど も 母 子 家 庭 等 障 が い 者 精神障がい者通院 医療費受給資格喪失届 年 月 日 大府市長 殿 届出者 住所 大府市 町 番地 氏名 電話 次のとおり届けます。									
受 給 者 番 号									
受 給 者	住 所	☐ 届出者に同じ							
	ふ り が な								
	氏 名								
	個 人 番 号								
	生 年 月 日	年 月 日							
資 格 喪 失 理 由	共 通	転出 死亡 生活保護 支援給付 移住 ()							
	子 ど も	年齢到達 障がい者医療へ移行 母子家庭等医療へ移行							
	母 子 家 庭 等	所得制限超過 年齢到達 事実婚 婚姻 父復帰 障がい者医療へ移行							
	障 が い 者	障がい非該当 後期高齢者医療へ移行							
	精神障がい者通院	障がい者医療へ移行 母子家庭等医療へ移行 後期高齢者医療へ移行 未更新							
資格喪失理由発生年月日		年 月 日							
保 険 者						被 保 険 者			
証 返 却	返 却 の 有 無	有 ・ 無		証 返 却 年 月 日			年 月 日		
	返却できない理由		破損 汚損 亡失 紛失 盗難						

第三者行為による傷病届

項 目		内 容	
(被 保 険 者 名 等) 届 出 者	被保険者記号・番号 / 保険者名		被保険者記号・番号
	届出者情報 ※国民健康保険は世帯主、その他は被保険者の情報を記入		保険者名
	氏名 / 生年月日	ふりがな 氏 名	生年月日 年 月 日
	住所 / 電話	〒	TEL ()
(受 診 者) 被 害 者	氏名 / 続柄 / 生年月日	ふりがな 氏 名	届出者との関係 生年月日 年 月 日
	住所 / 電話	〒	TEL ()
(加 害 者) 第 三 者	氏 名	ふりがな 氏 名	生年月日 年 月 日
	住所 / 電話	〒	TEL ()
事 故 発 生 状 況	事故発生日時	年 月 日 午前 / 午後 時 分頃	
	事故発生場所		
	労災保険対象の確認	本件は、労災保険の給付対象となる業務上又は通勤中の事故ではありません。 (※事故発生状況報告書・被害者の負傷状況欄で確認し、チェック)	
自 賠 責 保 険 (加 害 者)	保険会社名 / 保険契約者名	保険会社名 ふりがな 氏 名	自賠責証明書番号 第 号
	登録番号 / 車台番号	登録番号	車台番号
	保険期間 / 自賠責証明書番号	保険期間 年 月 日 ~ 年 月 日	第 号
任 意 保 険 (加 害 者)	保険会社名 / 担当部署	保険会社名	担当部署
	取扱店所在地 / 電話	〒	TEL ()
	担当者名 / E-mail	ふりがな 氏 名	E-mail
	保険契約者名	ふりがな 氏 名	
	住所	〒	
	保険期間 / 契約番号	保険期間 年 月 日 ~ 年 月 日	契約番号 第 号
	任意対人一括の有無	有 / 無	
被害者加入の保険会社の関与		関与の有無をチェックし、「有」の場合は右欄を記入 有 ☐ 無 ☐	保険会社名 担当部署 担当者氏名 TEL ()
治 療 状 況	診療機関名 / 入院 / 治療期間	① 診療機関名	入 院 有 / 無 治療開始日 年 月 日 治療終了(見込) 年 月 日
	住所 / 電話番号	〒	TEL ()
	※治療終了日(見込)については可能な範囲でご記入ください。	② 診療機関名	入 院 有 / 無 治療開始日 年 月 日 治療終了(見込) 年 月 日
		〒	TEL ()
		③ 診療機関名	入 院 有 / 無 治療開始日 年 月 日 治療終了(見込) 年 月 日
		〒	TEL ()
傷病届作成日 / 作成支援の有無		年 月 日	本届出書を損害保険会社等(業務委託先を含む)の支援を受けて作成した場合はチェック ☐

(注) 本書は、自賠責共済、任意共済の場合、自賠責保険、任意保険の各欄に「保険」を「共済」と読み替えてその内容をご記入ください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大府市精神障がい者医療費助成に関する条例施行規則に基づき作成されている第 1 号様式による用紙は、この規則の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

大府市自然体験学習施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月24日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第65号

大府市自然体験学習施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市自然体験学習施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年大府市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
大府市 <u>環境学習センター二ツ池セレクトナ</u> の設置及び管理に関する条例施行規則 (趣旨) 第1条 この規則は、大府市 <u>環境学習センター二ツ池セレクトナ</u> の設置及び管理に関する条例（平成16年大府市条例第1号。以下「条例」という。） <u>第9条</u> の規定に基づき、 <u>大府市環境学習センター二ツ池セレクトナ</u> （以下「セレクトナ」という。）の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。 (所掌業務) 第2条 セレクトナは、次に掲げる業務を行う。 (1) <u>環境学習</u> の場の提供に関すること (2) <u>環境</u> に関する主催講座の開催に関すること。	大府市 <u>自然体験学習施設</u> の設置及び管理に関する条例施行規則 (趣旨) 第1条 この規則は、大府市 <u>自然体験学習施設</u> の設置及び管理に関する条例（平成16年大府市条例第1号。以下「条例」という。） <u>第14条</u> の規定に基づき、 <u>二ツ池セレクトナ</u> （以下「セレクトナ」という。）の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。 (所掌業務) 第2条 セレクトナは、次に掲げる業務を行う。 (1) <u>自然体験学習</u> の場の提供に関すること (2) <u>自然</u> に関する主催講座の開催に関すること。

改正後	改正前
(3) <u>環境学習</u>の相談業務に関すること。 (4) <u>環境学習</u>を目的とした団体の育成に関すること。 (5) 略	(3) <u>自然体験学習</u>の相談業務に関すること。 (4) <u>自然体験学習</u>を目的とした団体の育成に関すること。 (5) 略 <u>(専用利用の申請)</u> <u>第5条 学習室又は市長が別に定める施設を専用利用しようとする者は、自然体験学習施設専用利用許可申請書（第1号様式）を市長（条例第11条第1項に規定する指定管理者の指定をした場合にあっては、指定管理者。次条及び第7条ただし書において同じ。）に提出し、その許可を受けなければならない。</u> <u>(専用利用の許可)</u> <u>第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、自然体験学習施設専用利用許可書（第2号様式）を当該申請者に交付するものとする。</u> <u>2 前条の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更し、又は専用利用を取り消そうとするときは、自然体験学習施設専用利用変更・取消許可申請書（第3号様式）に前項の許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。</u> <u>(専用利用時間)</u> <u>第7条 学習室及び市長が別に定める施設の専用利用時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、こ</u>

改正後	改正前
(入館者の遵守事項) <u>第5条</u> 略 (喫煙の禁止) <u>第6条</u> 略 (指定管理者の指定の申請) <u>第7条</u> 条例<u>第7条第1項</u>の規定による申請は、市長が定める期間内に、<u>大府市環境学習センター二ツ池セレクトナ</u>指定管理者指定申請書 (<u>別記様式</u>)を市長に提出することにより行うものとする。 2 略 (事業報告書の提出) <u>第8条</u> 略 (委任) <u>第9条</u> 略	<u>の限りでない。</u> (入館者の遵守事項) <u>第8条</u> 略 (喫煙の禁止) <u>第8条の2</u> 略 (指定管理者の指定の申請) <u>第9条</u> 条例<u>第12条第1項</u>の規定による申請は、市長が定める期間内に、<u>自然体験学習施設</u>指定管理者指定申請書 (<u>第4号様式</u>)を市長に提出することにより行うものとする。 2 略 (事業報告書の提出) <u>第10条</u> 略 (委任) <u>第11条</u> 略

第1号様式から第3号様式までを削る。

第4号様式を次のように改め、同様式を別記様式とする。

別記様式（第 7 条関係）

大府市環境学習センター二ツ池セレクトナ指定管理者指定申請書

年 月 日

大府市長 殿

申請者 主たる事務所の所在地

名称

代表者氏名

大府市環境学習センター二ツ池セレクトナの設置及び管理に関する条例第 6 条第 1 項の規定による指定を受けたいので、同条例第 7 条第 1 項の規定により申請します。

（添付書類）

- 1 定款又はこれに準ずるもの
- 2 法人である場合にあっては、登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 3 指定管理者が行う業務の実施に関する計画を記載した書類
- 4 市長が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 5 職員配置計画書、経費見積書その他の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 6 事業経歴及び現に行っている業務の概要を記載した書類
- 7 その他市長が必要と認める書類

附 則

この規則は、大府市自然体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和８年大府市条例第32号）の施行の日から施行する。